

やまぐち文化プログラム協賛事業の名義の使用承認基準

1 趣旨

やまぐち文化プログラム実行委員会が、「山口県総合芸術文化祭」として位置づけ実施する「やまぐち文化プログラム」の事業趣旨に賛同し、その趣旨に沿った公演事業、コンサート、フェスティバル、展示、講演会、講習会、その他文化に関する事業等（以下「事業」という。）を行う者に対し、やまぐち文化プログラム協賛事業の名義の使用（以下「名義の使用」という。）を承認する基準について、以下のとおり定める。

2 対象事業

対象事業は、山口県内で開催される事業とする。

3 事業内容

事業内容は、次の各号に該当するものとする。

- ① やまぐち文化プログラムの事業趣旨のいずれかに沿って実施されるものであり、かつ山口県の文化力の向上に資するもの
【「やまぐち文化プログラム」事業趣旨】
 - ・ 県民が様々な文化芸術に触れ楽しむ機会を創出
 - ・ 地域文化の伝承や創造を支援し、地域を活性化
 - ・ 地域に賑わいを創出し、交流人口を拡大
- ② 一般の県民に公開されるもの
- ③ 営利を主たる目的としないもの
- ④ 政治的・宗教的目的を有しないもの

4 主催者

主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 行政機関
- ② 企業・団体等
- ③ 学校
- ④ 公益法人及びこれに準ずると認められる法人
- ⑤ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- ⑥ 上記団体等が主要構成員である実行委員会
- ⑦ その他、前記各号に準ずると認められるもの

5 事業経費

事業経費は、主催者の負担とする。

6 申請手続

名義の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業が実施される期日の1箇月前までに、次の事項を記載した名義使用承認申請書（様式1）をやまぐち文化プログラム実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- ① 事業の名称、目的及び内容
- ② 事業の主催者及び共催者、後援者の名称
- ③ 実施期日
- ④ 実施場所
- ⑤ 参加人数
- ⑥ その他必要な事項

7 承認

- (1) 会長は、申請があった場合、速やかに承認の可否を決定の上、その結果を通知するものとする。
- (2) 名義の使用の承認を受けた主催者は、ポスター、パンフレット、チラシ等に、「山口県総合芸術文化祭」ロゴマークを掲載すること。

8 報告

申請者は事業の終了後、速やかに事業実施報告書（様式2）を会長あてに提出すること。

9 承認の取消し

主催者が名義の使用を承認した事業を遂行するに当たり、会長が上記3に違反すると認めるとき又はその他適当でない行為があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

10 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月21日から施行する。